

令和5年長浜市農業委員会12月定例総会会議録

令和5年12月11日の午後1時30分、長浜市農業委員会を長浜市役所高月支所、3階、3A会議室に招集する。

1. 会議に出席した委員（20人）

会長 13番 角田 功

会長職務代理者 5番 將亦 富士夫

委員	1番	八若 和美	2番	中川 半弥
	3番	家倉 和行	4番	多賀 正和
	6番	森川 ゆり	7番	廣部 重嗣
	8番	森 勘十	9番	橋本 治太郎
	10番	村方 義昭	11番	伊藤 泰子
	12番	尚永 稔	14番	北川富美子
	15番	大塚 高司	16番	阿辻 康博
	17番	小畑 義彦	18番	池田 美由紀
	19番	二矢 秀雄	20番	西橋 絹子

2. 会議に欠席した委員

なし

3. 会議に出席した職員

局長 田中 昌幸、次長 宮本 安信、副参事 西尾 教則、
副参事 中北 吉紀、副参事 近藤 英昭、主査 林 清次

4. 議案等

報 告	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
報 告	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報 告	田畑転換等農地の形状変更届出について
報 告	農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知について
議案第182号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第183号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第184号	農用地利用集積計画案について
議案第185号	農用地利用集積等促進計画案について
議案第186号	土地改良事業参加資格交替承認について

5. 議事録署名委員

11番 伊藤 泰子 12番 尚永 稔

午後1時30分開会

(事務局)

それでは定刻となりましたので、ただ今より、長浜市農業委員会 令和5年12月定例総会を開催させていただきます。

本日の定例総会につきまして、委員総数20名全員の出席がありますので、農業委員会等に関する法律、第27条第3項の規定による会議の成立をご報告いたします。

(事務局)

それでは、報告と本日の会議次第について説明いたします。まず報告ですが、11月19日、常設審議委員会が大津市で開催されましたので、会長に出席していただきました。なお、当委員会からの諮問案件はありませんでした。11月20日、滋賀県都市農業委員会連絡協議会県外研修が岐阜県本巣市及び養老町で開催されましたので、会長に出席していただきました。事務局職員も同行しております。11月28日、29日、市の農業委員、最適化推進委員視察研修会を岐阜県下呂市で実施していただきました。農業委員12名、最適化推進委員6名の委員の方々に参加いただきました。11月30日、全国農業委員会会長代表者集会が東京文京区で開催されましたので、会長に出席していただきました。事務局職員も同行しております。代表者集会では、令和6年度農業関係予算の確保に関する要請決議、活動事例報告

会の後、衆議院議員会館において、地元選出国會議員に対しての要請活動を行っていただいております。

次に、今月の審議事項につきましては3条申請が17件、5条申請が9件と、農用地利用集積計画案の決定、農用地利用集積等促進計画案の審議、土地改良事業参加資格交替承認、その他、各種届出等の報告がございます。なお、農地転用に係る案件につきましては、去る12月4日に当番委員、3番の家倉和行委員、4番の多賀正和委員に現地調査をしていただいておりますので、後ほど説明をお願いいたします。また、各案件につきましては、農地等調査委員会の当番委員協議を経て、提出しております。事務局からの各議案の説明にあたりましては、個人情報にあたる部分の説明は除かせていただきますので、ご了解ください。また、質問等をしていただく際には、最初に議席番号と氏名をおっしゃっていただき、個人情報にもご留意いただいたうえで、ご発言いただきますようお願い申し上げます。

それでは、会議に入らせていただきます。議事進行については、会長よろしく願いいたします。

(会長)

〈あいさつ〉

本日の議事録署名委員報告、11番の伊藤泰子委員、12番の尚永稔委員、両委員よりしくお願いします。

それでは、会議にはいります。議事が、円滑に進行できますよう委員の皆さま方のご協力をよろしくお願いいたします。まず、報告事項について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、令和5年12月11日、長浜市農業委員会会長名。

今月は3件の届出がありました。届出地は、都市計画法に規定されている市街化区域で、住宅や事業用施設などが立ち並ぶ宅地化の進んだところです。内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので受理し、農業委員会事務局規程第6条により専決処分のうえ、受理通知書を発行しておりますので、報告します。なお、位置図についてはスクリーンに表示しますので、ご確認ください。

番号1、土地の表示、寺田町地先、田1筆、791㎡を広場に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の南に位置します。周囲の状況は、東は開発地、西は宅地、南は水路、北は開発地です。

番号2、土地の表示、下坂浜町地先、畑2筆、61㎡を駐車場に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の南に位置します。周囲の状況は、東は自己所有田、西と南は道路、北は宅地です。

番号3、土地の表示、室町地先、田1筆、334㎡、畑1筆、10㎡、合計344㎡を宅地に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の南東に位置します。周囲の状況は、東と西と南は道路、北は田です。番号3の届出地は、室町土地区画整理事業の事業区域内の農地で現在仮換地中でございます。このため、地番が仮換地地番となっていることから一般的な地番と異なります。

続きまして、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、令和5年12月11日、長浜市農業委員会会長名。

今月は4件の届出がありました。届出地は、都市計画法に規定されている市街化区域で、住宅や事業用施設などが立ち並ぶ宅地化の進んだところです。内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので受理し、農業委員会事務局規程第6条により専決処分のうえ、受理通知書を発行しておりますので、報告します。なお、位置図についてはスクリーンに表示しますので、ご確認ください。

番号1、土地の表示、平方町地先、田1筆、1,851㎡を売買により分譲宅地にするために転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の西に位置します。周囲の状況は、東は道路、西と南は宅地と畑、北は道路です。

番号2、土地の表示、下坂中地先、田1筆、97㎡を売買により、駐車場、倉庫用地するために転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の東に位置します。周囲の状況は、東は里道、西は宅地、南は里道、北は道路です。

番号3、土地の表示、祇園町地先、畑1筆、219㎡を使用貸借により住宅するために転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の南に位置します。周囲の状況は、東は道路、西は宅地、南は貸人所有畑、北は宅地です。

番号4、土地の表示、宮司町地先、田4筆、4,258㎡を売買により分譲宅地するために転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の南に位置します。周囲の状況は、東は田と宅地、西は宅地、南は道路、北は道路です。

続きまして、農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知について、令和5年12月11日、長浜市農業委員会会長名。

今月、農業委員会宛て計34筆の解約の通知がありましたので、概要について報告させていただきます。内訳は、田34筆、45,254㎡の解約です。番号1から10は農地中間管理事業による解約で、トンネル工事に伴う道路対象農地となったための解約です。次に番号11から番号21、番号24から34が相対による解約で、耕作目的の解約です。次に番号22と23につきましては、レーク伊吹農協による農地利用円滑化による解約で、耕作目的の解約でございます。

農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知に係る報告については以上です。

続きまして、田畑転換等農地の形状変更届出について、令和5年12月11日、長浜市農業委員会会長名。

今月は1件の届出がありました。内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので、長浜市農業委員会田畑転換等農地の形状変更に関する届出取扱要綱第6の規定により受理し、受理通知書を発行しておりますので報告します。なお、位置図についてはスクリーンに表示しますので、ご確認ください。

番号1、土地の表示、西浅井町庄地先、田1筆、1,680㎡のうち800㎡を野菜栽培として使用するために盛り土をしたい旨の届出がありました。届出地は集落の南側に位置します。周囲の状況は、東は農地、西は水路、南は水路、北は農地です。形状は、現状の高さから最大50cm程度盛土され、野菜栽培を行う計画です。該当地については、昔から湿田として稲作には適さない場所で、すでに一部、盛土を行い、野菜栽培を行っておられますが、その面積を田んぼの半分程度に拡大したいとの申出がありました。また、盛土をしたことについては、今後、事前の届出をせずにこのような行為は行わない旨の添付書類の提出を受けております。また、地元の農業委員にも届出書を確認いただくとともに、現地確認を行っていただき、特段の意見はないとの回答を受けております。こうしたことから、事務局としてはやむを得ないものと判断し、受付をしております。

以上、事務局からの報告を終わります。

(会長)

ただいま報告のありました4件についてご質問がありましたら、発言ください。

(会長)

農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知について、上丹生の道路用地についてお聞きします。トンネルができるのですか。

(事務局)

はい、お答えします。今回、トンネルに取り付ける道路を整備されます。その道路による対象農地となります。

(会長)

はい、わかりました。他にございませんか。

(会長)

他にご質問等ないので議案審議に移ります。

まず、議案第182号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第182号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可について意見を求めます。令和5年12月11日提出、長浜市農業委員会会長名。

それでは、ご説明いたします。今月は3条申請が17件ございました。農地法施行規則に定める必要な記載事項、及び必要書類に不備はありませんでしたので、受け付けております。議案書の申請番号どおり順を追ってご説明いたします。

番号1、土地の表示、宮司町地先の畑1筆、183㎡を贈与にて権利を取得されるものです。申請地は青地の畑で、現地は一部、野菜の作付けがされ、一部はビニールシートがかけられていました。譲渡人は高齢となり、管理ができないことから、申請地と同じ集落に居住している耕作可能な譲受人と話がまとまり申請されたものです。

番号2、土地の表示、湖北町山本地先の畑1筆、120㎡を売買にて権利を取得されるものです。申請地は白地の畑で、現地は一部、耕起がなされ、一部はビニールシートがかけられていました。譲渡人と譲受人は同じ集落の方です。譲渡人は管理ができないことから、申請地の隣に居住している耕作可能な譲受人と話がまとまり申請されたものです。

番号3、土地の表示、木之本町赤尾地先の登記地目、田1筆、438㎡を売買にて権利を取得されるものです。申請地は白地の田で、現地は少し雑草が生えていますが、耕作再開が可能な状況です。申請地は、譲受人の父親が生前に譲渡人と売買契約を締結されていましたが、その後、父親が亡くなり、今回、遺産相続等と併せ、耕作可能な譲受人が申請されたものです。なお、今後は畑として耕作していくとのことです。

番号4、5、申請番号4と5につきましては譲受人が同じ方であり、申請に至った経緯も同じのため、まとめて説明させていただきます。土地の表示、番号4、南田附町地先の田2筆、976㎡、番号5、南田附町地先の田2筆、1170㎡、この申請地はいずれも青地の田で、現地は稲刈り後の状況でした。また、いずれも譲渡人は管理ができないことから、耕作可能な譲受人と話がまとまり申請されたものです。なお、譲受人の父親がこれら申請地の隣の田を耕作されており、今後は父親と2人で耕作を行うとのことです。

番号6、土地の表示、小室町地先の畑4筆、171.30㎡を売買にて権利を取得されるものです。申請地は白地の畑で、現地は雑草が繁茂していますが、耕作再開が可能な状況です。譲渡人は申請地に居住しておらず、管理ができないことから、耕作可能な譲受人と話がまとまり申請されたものです。

番号7、土地の表示、余呉町下余呉地先の田2筆、4,823㎡を売買にて権利を取得されるものです。申請地は青地の田で、現地は稲刈り後の状況でした。譲渡人は他府県に居住しており、管理ができないことから、耕作可能な譲受人と話がまとまり申請されたものです。

番号8、土地の表示、湖北町津里地先の田1筆、3,074㎡と、畑3筆、930㎡を売買にて権利を取得されるものです。申請地は青地の田1筆と、青地の畑1筆、白地の畑2筆で、現地は田は麦刈り後の状況、畑はいずれも雑草がありますが、耕作再開が可能な状況です。譲渡人

は申請地付近の集落に居住しておらず、管理ができないことから、耕作可能な譲受人と話がまとまり申請されたものです。

番号9、土地の表示、田村町地先の田2筆、616㎡を売買にて権利を取得されるものです。申請地は白地の田で、現地は稲刈り後の状況でした。譲渡人は譲受人のいとこの方ですが、管理ができないことから、申請地隣接を耕作している譲受人と話がまとまり申請されたものです。

番号10、土地の表示、余呉町東野地先の田1筆、345㎡を贈与にて権利を取得されるものです。申請地は青地の田で、現地は稲刈り後の状況でした。譲渡人は他府県に居住しており、管理ができないことから、耕作可能な譲受人と話がまとまり申請されたものです。

番号11、土地の表示、湖北町津里地先の田1筆、3041㎡と、湖北町石川地先の田1筆、966㎡を売買にて権利を取得されるものです。申請地はいずれも青地の田で、現地は一筆が耕起中、もう一筆は大豆が作付けされていました。譲渡人は他府県に居住しており、管理ができないことから、耕作可能な譲受人と話がまとまり申請されたものです。

番号12、土地の表示、湖北町猫口地先の畑1筆、119㎡を売買にて権利を取得されるものです。申請地は白地の畑で、現地は耕起がされていました。譲渡人と譲受人は同じ集落の方です。譲受人が今まで耕作していた畑は、この後説明いたします、議案第183号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についての番号4により転用申請をするため、耕作する農地を探されていたところ、譲渡人と話がまとまったことから申請されたものです。

番号13、土地の表示、余呉町東野地先の田1筆、1,428㎡を売買にて権利を取得されるものです。申請地は青地の田で、現地は稲刈り後の状況でした。譲渡人はこの後説明いたします、番号14の譲渡人と夫婦ですが、体が悪く管理ができないことから、耕作可能な譲受人と話がまとまり申請されたものです。

番号14、土地の表示、余呉町東野地先の田2筆、2,163㎡を売買にて権利を取得されるものです。申請地はいずれも青地の田で、現地は一筆は稲刈り後の状況、もう一筆は耕起がされていました。譲渡人は番号13の譲渡人と夫婦で、同じく体が悪く管理ができないことから、耕作可能な譲受人と話がまとまり申請されたものです。

番号15、土地の表示、湖北町山本地先の田1筆、3,058㎡を贈与にて権利を取得されるものです。申請地は青地の田で、現地は稲刈り後の状況でした。譲渡人は最近相続をされましたが、申請地を管理することができず、相続登記を契機に耕作可能な譲受人と話がまとまり申請されたものです。

番号16、土地の表示、安養寺地先の畑1筆、202㎡と、田1筆、3,349㎡を贈与にて権利を取得されるものです。申請地は白地の畑と青地の田で、田は稲刈り後の状況で、畑は野菜の作付け等がなされていました。譲渡人は他府県に居住しており、管理ができないことから、耕作可能な譲受人と話がまとまり申請されたものです。

番号17、土地の表示、南小足町地先の田4筆、5,593㎡を、売買にて権利を取得されるものです。申請地は青地の田と白地の登記地目が田で、青地の田は稲刈り後の状況で、白地

の登記地目が田は、雑草がありますが、耕作再開が可能な状況です。譲渡人は管理ができないことから、耕作可能な譲受人と話がまとまり申請されたものです。なお、白地の登記地目田は、今後は畑として耕作を行うとのことです。

以上、申請番号1から17につきましては、お手元に配布いたしております許可要件調査書のとおり、譲受人が現在所有する農地及び今回取得する農地を効率的に利用すること、必要な農機具の所有またはリースの状況、世帯労働力、農作業の常時従事要件、農業組合等地域農業者との関わりの面、及び申請地の利用計画から特段の問題はなく、議案書にもありますとおり、農地法第3条第2項各号に該当せず、全て許可要件を満たしておりますことをご報告いたします。

以上をもちまして、議案第182号について、事務局からの説明を終わらせていただきます。

(会長)

ただいま説明のありました議案第182号について、ご意見ご質問を求めます。

ございませんか。

(会長)

ご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

参与制限対象委員。対象は、委員本人及び自己関係団体、配偶者、同居の親族となります。18番の池田美由紀委員以外にはないと思われませんが、お気づきでしたら挙手をお願いします。

(会長)

それでは、対象の委員は自席で採決にくわわらないこととします。

議案第182号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので申請どおり許可することとします。

(会長)

次に、議案第183号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第183号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、これを許可することに

ついて意見を求めます。令和5年12月11日 長浜市農業委員会会長名。

議案第183号につきましては、今月の締切までに9件の申請がありました。書類審査のうえ、受付を行っております。農地区分につきましては、後ほど申請番号順にご説明いたします。備考欄に、こめじるしがついています案件につきましては、さる11月21日に、農地等調査委員会の將亦委員長、3番の家倉和行委員、14番の北川富美子委員と協議をし、提出している案件です。

現地調査につきましては、令和5年12月4日に3番の家倉和行委員、4番の多賀正和委員にお願いし、行っております。結果については、各当番委員よりご報告いただきます。よろしくお願いいたします。

（事務局）

申請番号1、三川町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の西側に位置します。申請地は、都市計画法による用途地域内であるため、第3種農地と判断しております。

地元自治会の同意も得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、家倉委員よりご報告いただきます。

（家倉委員）

番号1について報告します。航空写真をご覧ください。番号1は、土地の表示、三川町地先、田9筆、6,279㎡、契約内容は売買で、転用目的を貸駐車場とした申請です。周囲の状況は、東は水路、西は道路、南は雑種地、宅地、北は道路です。

写真をご覧ください。譲受人名義の土地を借りて申請地の南側で運送業を営んでいる法人が、今回、申請地をトラック駐車場として借り受けて使用したいとの申出があり、その申出を受けた譲受人と譲渡人との間で売買の話がまとまり、申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、敷地南西部に集水桝を設置し、西側の道路側溝に排出する計画となっており、隣接に農地もないことから、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

（事務局）

申請番号2、湖北町今西地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の北西側に位置します。申請地は農用地区域内農地です。農用地区域内農地については原則転用を許可できませんが、市町村が定める農用地利用計画において、指定された農業用施設の用途のために転用する場合や、仮工作物の設置その他の一時的な利用及び農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められる場合などは、例外的に許可できる場合があります。本案件は転用目的が営農型太陽光発電施設で一時転用の更新をされるものです。この場合、農林水産省通知により発電設備下部における営農が適切に継続

されること、また、毎年生産された農産物に係る状況を報告すること、営農が行われない場合等は速やかに当該設備を撤去することなどを条件として、農用地区域内農地においても例外的に許可できるものとなっていることから、許可相当と判断しています。

地元自治会及び隣接農地所有者の同意も得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、多賀委員よりご報告をいただきます。

（多賀委員）

番号2について報告します。航空写真をご覧ください。番号2は、土地の表示、湖北町今西地先、田、2,455㎡の内、0.1㎡で発電施設の支柱部分のみ、契約内容は使用貸借で、転用目的を営農型太陽光発電施設とした申請です。周囲の状況は、東は農地、西は道路、南は道路、北は農地です。

写真をご覧ください。譲受人は、地元湖北町の農家で組織されている農産物直売組合です。今回、すでに、現地に設置されている営農型太陽光発電施設を3年間の一時転用の更新をするため申請されたものです。太陽光パネルの下部の農地の営農計画については、野菜栽培を計画されています。営農者は農産物直売組合の組合員で、これまでも野菜を栽培し、近くの道の駅に出荷している旨の報告をいただいております。

現地調査を行った結果、雨水、排水については自然浸透されており、隣接農地に影響を及ぼす可能性もないことから、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

（事務局）

申請番号3、高月町東阿閉地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の南側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

地元自治会及び隣接農地所有者の同意も得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、家倉委員よりご報告をいただきます。

（家倉委員）

番号3について報告します。航空写真をご覧ください。番号3は、土地の表示、高月町東阿閉地先、田6筆、675㎡、契約内容は賃貸借で、転用目的を駐車場とした申請です。周囲の状況は、東は道路、西は水路、南は道路、北は農地です。

写真をご覧ください。賃借人は申請地の北側でポンプ、モーター部品の加工業を営んでおり、規模拡大に伴う工場建設のため、職員駐車場の移設が急務となっていたところ、賃貸人と賃貸借の話がまとまり、申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、敷地南側の水路に排出する計画になっており、隣接農地に影響を及ぼす可能性もないことから、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

（事務局）

申請番号4、湖北町猫口地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の中ごろに位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会からの同意を得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、多賀委員よりご報告をいただきます。

（多賀委員）

番号4について報告します。航空写真をご覧ください。番号4は、土地の表示、湖北町猫口地先、畑、122㎡、契約内容は使用貸借で、転用目的を一般住宅とした申請です。周囲の状況は、東は宅地、西は道路、南は農地、北は宅地です。

写真をご覧ください。借受人は、妻の実家近くで、妻の父親の土地を借り受けて住宅を建築する話がまとまり、申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、西側の道路側溝に排出する計画になっており、隣接農地に影響を及ぼす可能性もないことから、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

（事務局）

申請番号5、曾根町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の西側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会及び隣接農地所有者からの同意を得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、家倉委員よりご報告をいただきます。

（家倉委員）

番号5について報告します。航空写真をご覧ください。番号5は、土地の表示、曾根町地先、田1筆、畑4筆、2,143㎡、契約内容は売買で、転用目的を駐車場とした申請です。周囲の状況は、東は道路、西は宅地、南は道路、北は水路です。

写真をご覧ください。譲受人は、現在、申請地の西側で自動車整備、修理販売業を営んでおり、事業拡大を計画するとともに、県道拡幅工事に伴い、既存の駐車場の移転を求められていた中で、整備工場の近隣土地所有者と売買の話がまとまり、申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、敷地南側の道路側溝に排出する計画に

なっており、隣接に農地もないことから、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

（事務局）

申請番号6、高月町布施地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の西側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会の同意を得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、多賀委員よりご報告をいただきます。

（多賀委員）

番号6について報告します。航空写真をご覧ください。番号6は、土地の表示、高月町布施地先、畑、67㎡、契約内容は贈与で、転用目的を駐車場とした申請です。周囲の状況は、東は道路、西は道路、南は宅地、北は宅地です。

写真をご覧ください。譲受人が自家用駐車場を確保するために、近隣土地所有者と交渉したところ、譲渡人から敷地の提供を受けられる話がまとまり、申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水排水は、自然浸透で排出する計画になっており、隣接に農地がないことから、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

（事務局）

申請番号7、富田町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の中ごろに位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会及び隣接農地所有者の同意を得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、家倉委員よりご報告をいただきます。

（家倉委員）

番号7について報告します。航空写真をご覧ください。番号7は、土地の表示、富田町地先、畑、21㎡、契約内容は売買で、転用目的を通路敷地とした申請です。周囲の状況は、東は宅地、西は道路、南は里道、北は農地です。

写真をご覧ください。申請地はすでに造成されています。これは、譲受人の亡くなった夫が譲渡人と所有権の仮登記手続きを行い、自宅車庫からの出入りや自家用車のUターンスペースとして使用するために造成されたもので、農地法の手続きを行わずに造成したことに対し、添付書類の提出を受けております。

現地調査を行った結果、雨水排水は、自然浸透で排出されており、隣接農地に影響を与える可能性もないことから、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

（事務局）

申請番号8、常喜町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の東側に位置します。申請地は農用地区域内農地です。農用地区域内農地については原則転用を許可できませんが、市町村が定める農用地利用計画において、指定された農業用施設の用途のために転用する場合や、仮工作物の設置、その他の一時的な利用及び農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められる場合などは、例外的に許可できる場合があります。本案件は転用目的が農業機械置場敷地となっており、農用地区域内農地においても例外的に許可できるものとなっていることから、許可相当と判断しています。

地元自治会及び隣接農地所有者の同意を得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、多賀委員よりご報告をいただきます。

（多賀委員）

番号8について報告します。航空写真をご覧ください。番号8は、土地の表示、常喜町地先、田、745㎡、契約内容は売買で、転用目的を農業機械置場敷地とした申請です。周囲の状況は、東は農業用施設用地、西は農地、南は道路、北は道路です。

写真をご覧ください。申請地はすでに砕石を入れて、農業用機械置場として使用されており、農地法の手続きを行わずに実施されたことに対し、添付書類の提出を受けております。

現地調査を行った結果、雨水排水は自然浸透で排出されており、隣接農地に影響を与える可能性もないことから、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

（事務局）

申請番号9、今町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の南側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha以上の農地であり、第1種農地と判断しております。第1種農地においては、原則、転用を許可できない農地ですが、農業用施設の設置の場合には例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

地元自治会及び隣接農地所有者からの同意を得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、家倉委員よりご報告をいただきます。

（家倉委員）

番号9について報告します。航空写真をご覧ください。番号9は、土地の表示、今町地先、田2筆、152㎡、契約内容は売買で、転用目的を農業用倉庫敷地とした申請です。周囲の状況は、東は道路、西は農地、南は水路、北は農地です。

写真をご覧ください。申請地は、すでに造成されています。これは、譲渡人の先代が50年以上前に農業用倉庫を建築して使用されており、今後も、譲受人が引き続き倉庫として、使用していきたい旨の申出を受けております。ちなみに、農地法では、200㎡未満の自己農

地を埋め立てて農業用倉庫を建築する場合には、許可不要と規定されています。

現地調査を行った結果、雨水排水は南側水路に排出されており、隣接農地に影響を与える可能性もないことから、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

（事務局）

最後に補足説明をさせていただきます。番号9の案件の当事者においては、今回の転用申請地のすぐ北側の農地についても、農業用倉庫の建築を目的にした農地の所有権移転手続を進められており、議案第184号、農用地利用集積計画の所有権移転について、番号6で審議いただく予定です。

（会長）

ただいま説明のありました議案第183号について、ご意見ご質問を求めます。
ございませんか。

（会長）

私から番号2についてお聞きします。転用目的が営農型太陽光発電施設ですが、これは一時転用が更新ということですが、4年目になるのでしょうか。

（事務局）

今回の更新が3回目になり、3年毎になります。

（会長）

一時転用が何度も続いている。申請すれば、何度も更新できるものなのですか。

（事務局）

一応、3年毎と決められており、継続して使用される場合、3年毎に許可申請をいただき、許可相当であれば、引き続き利用されます。

（会長）

営農型太陽光発電施設は、作物をつくるということで、8割程の収穫がなければいけないのですね。

（事務局）

はい。収益の部分も重視されるということで、一定の基準が設けられており、達成できなかったら、ただちに強制というわけではないのですが、単純に設置するのが目的ではなく、あくまで下部での農作物の栽培収益もしっかりと上げるよう、示されております。

(会長)

県内でも3,000㎡で、営農型太陽光発電施設の申請があり、県の審査会において、再度の一時転用申請は不要になったと認識しております。市町での対応になるということでしたので、少し気になってお聞きしました。営農型太陽光発電施設に関しては、支柱のみ対象面積になるのですね。

(事務局)

はい、そうです。

(会長)

わかりました。他にございませんか。

(村方委員)

番号2について捕捉させていただきます。当事者は私です。当初の事業におきましては、長浜市からやってくれないかと依頼を受け、農産物組合が受けることになったのですが、営農型太陽光発電施設を滋賀県で受けたのは初めてだった。行政からなので、私共の組合でさせていただいているのですが、更新を3年毎にするということでしたので、この更新手続きがものすごく大変です。最初に許可を受けているのだから更新手続きが必要なのか、何回も農業委員会をお願いをしているのですが、申請地は借りている農地のため、この土地は相続ができておりませんので、関係者に同意を得ないといけなことがあり、大変、苦勞しているのが現状です。国に法律で定まっていることですが、更新するにあたり問題ないという判断をしているので、何か方法はないのかと感じております。現況はブロッコリーを耕作しております。通常、営農型太陽光発電施設では、例えば長浜市でブロッコリーの生産基準高というものがあり、8割の収穫がないといけなことがなっております。それも大変なことで、データを取るのですが、何株植えて、対象となっている面積での収穫量の報告を毎年しているのですが、関係者の意見を求めたりします。当初は農協で証明をいただいたり、近年は滋賀県の農業農村振興事務所で担当者に意見をいただいているという状況です。この申請をしていくのは大変な思いをしております。費用もすごくかかります。

(会長)

それは大変ですね。先月、県内でにんにく栽培をしていた。当初はうまくいっていたが腐ってしまい、収穫ができなかった。更新された時、しっかり排水をしていただくよう指導していると聞いた。県への提出は必要ではなく、市町での対応だということです。他にございませんか。

(將亦委員)

営農型太陽光発電施設については、下部で栽培する作物がなかなか難しいと思います。特に連作障害がある作物を耕作しようと思うと、なかなか難しい。そうすると、毎年、違う作物を耕作しないといけなくこともある。しかし、長浜市内ではいくつかの営農型太陽光発電施設があり、下部での栽培以外のものもある。そちらについても果たして適正にできているのかどうか、なかなか難しい状況がある。もう一つ、全国的にみてみますと、許可を受けてもうまく栽培ができていない状況を多く見受けられる。そこで農水省では、かなり厳しく収支の問題を精査していくと言う話ができている。おそらく、来年度頃には通達くらいは出てくるかと思います。そうすると、しっかりされておられる方が影響を受け、非常に事務の手続きが大変になるのではないかと、思われるところです。更新をなくしてもいいのでは、というような要請を農業委員がどのように受け止めるのか、それをどのような事務手続きにしていくなのか考えると、今の状況はなかなか厳しい状況だと考えます。何とか手続きの中身をもう少し簡略化できないか、ご要請や意見等していかないと、依頼されてやっておられる真面目な方が事務手続きに追われ、本来の仕事ができないということは大変なことだと思いますので、そのところを斟酌しながら、営農型太陽光発電施設については、事務局、農業委員としても、一度、現地確認をしながら検討していくということも考えざるを得ないと思っております。実は私も、なかなか3年毎の更新手続きも大変だなあと、また、国の動きを見ておりましても、しっかり見直さなくてはいけないのでは、と言おうと思っておりました。なんとなく、上手くやっていく話もしなくてはいけないとも思いますし、やはり、もう少し皆さんに管理されている方については、しっかりと指導もしていかないと、真面目にされておられる方に影響が及ぶことは大変だと思いますので、そこはやはり、長浜市農業委員会としてしっかりとしなくてはと思います。

(会長)

ありがとうございます。他にございませんか。

(二矢委員)

やはり、耕作放棄地を出さない、そういう部分が是非ではないかと思う。農業委員会では作物を耕作できなければ、例えば管理で耕しておく等、そういうかたちで耕作放棄にならない確認ができればそれでいいと、私自身はそうように思っております。

(会長)

営農型太陽光発電施設については、耕作するという条件で許可しておりますので、なかなか判断が難しいところがある。法律も関係してくるところがあると思います。

他にございませんか。

(会長)

他にご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

参与制限対象委員。対象は、委員本人及び自己関係団体、配偶者、同居の親族となります。10番の村方義昭委員以外にはないと思われませんが、お気づきでしたら挙手をお願いします。

(会長)

ありがとうございます。それでは、対象の委員は自席で採決にくわわらないこととします。

議案第183号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、申請どおり許可することとします。

(会長)

次に、議案第184号、農用地利用集積計画案について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第184号、農用地利用集積計画案について、このことについて農業経営基盤強化促進法第18条の規定により決定を求めます。令和5年12月11日提出、長浜市農業委員会会長名。

それでは、担当課の農業振興課に代わり、農業振興課提供の資料に基づき説明させていただきます。今月は、相対による利用権設定の案件、所有権移転の案件がございます。まず、相対による利用権の設定につきましては、貸し手2人に対して借り手が2人で、筆数は3筆、合計の面積で、3,113㎡を利用権設定される計画です。次に所有権の移転につきましては、所有者5人、取得者5人、筆数は6筆、面積は2,926㎡を所有権移転される計画です。

それでは、利用集積計画案の詳細をご覧ください。タイトルの後方が、利用権設定について、と記載されている番号1から番号3はすべて、相対により地元農業者等に利用権を設定される計画です。次に所有権移転につきましては、タイトルの後方が、所有権移転について、と記載されている番号1から番号4につきましては、耕作目的で当該地を売買により購入されるものです。番号1から番号4については、全て譲受人が認定農業者であるため農業経営基盤強化促進法により所有権移転することになったものです。次に番号5、6につきましては、農業用施設として所有権の移転を行うものです。詳細につきましては、本日、農業振興課より説明いただきたいと思います。

(農業振興課)

皆さんこんにちは。長浜市農業振興課よりご説明させていただきます。番号5と6につきましては、主な利用目的が農業施設ということで、普段はなかなか出てこない案件ですので、担当課の農業振興課からご説明をさせていただきます。基本的に農業用施設の整備目的の場合、農地転用が必要になりますが、今回の農業経営基盤強化促進法において所有権移転する場合は、農地法5条の許可がなくてもいいということになっております。1件目の番号5につきましては、スクリーンの地図と写真をご覧ください。こちらにつきましては、小谷丁野町地先で、農産物加工施設の建設を計画されておられます。補助区画の拡大を面積拡大が困難になってきた中で、経営の安定化を図るためには、農産物の生産から販売までを行う必要があります、その拠点として整備をされます。また、農業人口の減少と高齢化が進むことに比例して、農地と接点を持つ人が減少している中、稲がある田園風景を未来に繋ぐということをコンセプトにもされ、お米の価値向上を図る取り組みを同時に推進することも考えておられます。2件目の番号6につきましては、スクリーンの位置図と写真をご覧ください。先程、説明がございました、今町地先でございます。こちらにつきましては農業用倉庫の新設を計画されておられます。既存の農業用倉庫は、今町の集落内でご利用されておられますが、乾燥調製と野菜集荷調整の時期が重なる時には、非常に手狭になり、作業に支障をきたしており、今後の経営規模拡大を見据えて実施されるものになっております。どちらも農業用施設の整備、現時点でございます。また事前に、農業振興課地域整備計画、いわゆる軽微変更手続きは完了されておられることから、農用地利用集積計画による農業用施設用地としての所有権移転手続きを進めたいと思っております。担当課から、説明は以上になります。

(事務局)

以上、利用集積計画の借り手はいずれも農地台帳上、農地を効率的に利用し、耕作の事業に必要な農作業に従事すると認められる農家であります。以上のことから農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件に該当していると判断されます。本案件の説明は以上です。

(会長)

ただいま説明のありました議案第184号について、ご意見ご質問を求めます。
ございませんか。

(八若委員)

基盤強化法の第何条ですか。

(農業振興課)

捕捉させていただきます。こちらにつきましては、農業経営基盤強化促進法という法律に基づいて行っております。第何条に該当するか、明確にご説明はできませんが、利用権設定と促進事業というのが書かれており、いわゆる認定農業者等でおられる担い手の方の、農業経営の基盤を強化することがそもそもの目的になっており、その中で農地集積というのが一つございます。利用権設定と所有権移転、この2つが大きく今回の農業用施設がどうなるかは、皆様にご覧いただいている農用地利用集積計画を市で作成をし、農業委員会に諮った上で市で公告をすると所有権移転は完了することになりますが、こちらの集積計画におきまして、利用という項目が議案書にも記載してあると思います。番号1から4までは畑と記載されており、農地を農地のまま使用することになるのですが、番号5と6については、農業用施設用地、加工用施設、と、それぞれ違うのですが、農業施設として利用されることになります。この場合、農業経営基盤強化促進法の要綱で、こちらの農業用施設用地等を使用する場合についての取り扱いが記載されており、そちらに従って、市で各土地の計画を作成したということになっております。

(八若委員)

はい、わかりました。

(会長)

他にございませんか。

(会長)

ご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

参与制限対象委員。対象は、委員本人及び自己関係団体、配偶者、同居の親族となります。3番の家倉和行委員以外にはないと思われませんが、お気づきでしたら挙手をお願いします。

(会長)

ありがとうございます。それでは、対象の委員は自席で採決にくだらないこととします。

諮問を受けました、議案第184号、農用地利用集積計画案について、提案のとおり農業委員会として決定し、答申することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますのでこのことを決定し、市長に答申いたします。

(会長)

次に、議案第185号、農用地利用集積等促進計画案について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第185号、農用地利用集積等促進計画案について、このことについて農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により決定を求めます。令和5年12月11日提出、長浜市農業委員会会長名。

それでは、担当課の農業振興課に代わり、農業振興課提供の資料に基づき説明させていただきます。今月は、新規の中間管理権の設定の案件がございます。番号1から番号12のすべてが新規の中間管理権の設定でございます。計画では、貸し手6人に対して借り手が4人で、筆数は12筆、合計の面積で18,464㎡を利用権設定される計画です。

本案件の説明は以上です。

(会長)

ただいま説明のありました議案第185号について、ご意見ご質問を求めます。
ございませんか。

(会長)

他にご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

参与制限対象委員。対象は、委員本人及び自己関係団体、配偶者、同居の親族となります。15番の大塚高司委員以外にはないと思われませんが、お気づきでしたら挙手をお願いします。

(会長)

ありがとうございます。それでは、対象の委員は自席で採決にくわわらないこととします。

諮問を受けました、議案第185号、農用地利用集積等促進計画案については、農業委員会として意見なし、として決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので意見なし、と決定し、市長に報告いたします。

(会長)

次に、議案第186号、土地改良事業参加資格交替承認申請について、事務局から説明をお

願います。

（事務局）

議案第186号、土地改良事業参加資格交替承認について、令和5年12月11日提出、長浜市農業委員会会長名。

資料、土地改良事業参加資格交替者一覧にございますように、今回湖北土地改良区から申し出がありました1番の1件、につきましては、いずれも農業経営基盤強化促進法に基づく賃貸借または使用貸借を設定した農地にかかる3条資格を、耕作者と合意の上で土地所有者に交替されるもので、両者の合意があり妥当と考えますので、交替の承認を求めます。

（会長）

ただいま説明のありました、議案第186号について、ご意見ご質問を求めます。

ございませんか。

（会長）

ご質問等がないようでしたら、採決に移ります。

それでは、議案第186号、土地改良事業参加資格交替承認申請について、これを承認することを農業委員会の意見として決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

（会長）

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、承認することとし、申出人に通知することといたします。

（会長）

以上で、本日の議案審議を終了します。